

掛川市条例第23号

掛川市二の丸美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市二の丸美術館条例の一部を改正する条例

掛川市二の丸美術館条例（平成17年掛川市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>博物館法</u>（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、掛川市二の丸美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するため、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 美術館の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(美術品等の利用許可)</p> <p>第6条 学術研究等のため、美術品等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「美術品等の利用」という。）をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、美術品等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、美術品等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術品等の利用を許可しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、掛川市二の丸美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するため、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 美術館の開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(美術品等の利用許可)</p> <p>第6条 学術研究等のため、美術品等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「美術品等の利用」という。）をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、美術品等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、美術品等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術品等の利用を許可しない。</p>

(1)～(4) (略)

(観覧料)

第7条 美術品等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、小学校就学前の者については、この限りでない。

(観覧料の減免)

第8条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(優待券等)

第10条 教育委員会は、特に必要があると認める場合には、優待券又は招待券を発行することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 観覧者及び美術品等の利用者は、故意又は過失により建物、設備又は美術品等を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(美術館協議会)

第12条 法第20条第1項の規定により、美術館に掛川市二の丸美術館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 (略)

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱す

4・5 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(1)～(4) (略)

(観覧料)

第7条 美術品等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(優待券等)

第10条 市長は、特に必要があると認める場合には、優待券又は招待券を発行することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 観覧者及び美術品等の利用者は、故意又は過失により建物、設備又は美術品等を損傷し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(美術館協議会)

第12条 美術館の運営に関する事項を審議するため、美術館に掛川市二の丸美術館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 (略)

3 委員は、教育関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4・5 (略)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分		美術館観覧料	掛川城入館券同時購入者観覧料	
個人	常設展	一般（高校生を含む。）	200円	100円
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
	特別展	一般（高校生を含む。）	市長が定める額	
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
団体	常設展	一般（高校生を含む。）	160円	80円
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	
	特別展	一般（高校生を含む。）	個人に係る所定の観覧料の8割に相当する額	
		中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料	

備考

- 1 「一般」とは、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 団体とは、20人以上の場合をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

